

論点に対する回答

分野	相続手続の効率化
省庁名	法務省、デジタル庁
<p>令和6年4月の相続登記の義務化も視野に、行政や金融機関との相続手続を効率化するため、以下の論点について回答いただきたい。</p> <p>論点1. 相続手続に必要な各情報（＊）の作成・交付の電子化</p> <p>論点2. 法定相続人のオンライン認証</p> <p>論点3. 不動産の相続登記手続等における各情報（＊）のオンライン提出等</p> <p>（＊）現状の相続手続においては、書面での提出が前提となっている。</p> <p>【法定相続人であることを証する情報】</p> <p>（1）. 相続人・被相続人の戸籍証明書</p> <p>（2）. 法定相続情報一覧図</p> <p>【相続財産を証する情報】</p> <p>（3）. 自筆証書遺言</p> <p>（4）. 公正証書遺言</p> <p>（5）. 遺産分割協議書</p> <p>※ 法務省は全ての論点について、デジタル庁は論点2、3のみ回答。</p>	
<p>論点1 相続手続に必要な各情報の作成・交付の電子化</p> <p>論点1 - (1) 相続人・被相続人の戸籍証明書</p> <p>【論点1 - (1) - ① オンライン申請及び電子交付】</p> <p>令和6年3月から施行される見込みの「広域交付」では、最寄りの市区町村の窓口で申請し、電子化された戸籍証明書を書面で取得することとなって</p>	

いるが、相続人等の更なる利便性向上を図るべく、広域交付におけるオンライン申請及び電子交付を実現すべきではないか。

また、将来的には、単なる電子化に留まらず、作業の多くを担う士業の負担軽減に向けて、PDF ファイル等ではなく、処理を行いやすいデータ形式・接続形式での連携を行うべきではないか。

また、実現すべきと考える場合、現状で認識している課題や、その課題を解決するための取組等があればご教示願う。

【回答 1 - (1) - ①】

令和元年の戸籍法改正により、「本籍地以外の市区町村での戸籍証明書又は除籍証明書の交付」の制度（広域交付）、電子的な戸籍記録事項の証明情報である「戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の行政機関等への提供の請求」の制度（戸籍電子証明書等の提供）等が創設されました。これを受けて、法務省においては、戸籍情報連携システムの整備を進めており、令和6年3月から稼働させる予定です。

これにより、目的とする行政手続のオンライン申請が可能であれば、行政機関等に戸籍電子証明書等が提供されることで、申請者による戸籍証明書等の提出に関する負担をなくすことが可能となります。

また、マイナポータルから行政手続に係るオンライン申請をすることにより、申請者が戸籍証明書の交付請求をし、行政機関に提出するという一連の手続を行うことなく、ワンストップで当該行政機関に戸籍電子証明書が提供される仕組みについて、令和6年度末の稼働を目途にデジタル庁及び関係省庁と整備を進めているところです。

なお、行政機関が提供を受ける戸籍電子証明書等については、PDF ファイルのほか、XML 形式のテキストファイルも可能とする予定です。

もっとも、相続関係手続においては、被相続人に係る多くの除籍証明書及び全ての相続人に係る戸籍証明書が必要となるところ、令和元年の戸籍法における改正事項を超えて、相続人等との間における戸籍電子証明書等の提供のオンライン申請や電子交付をすることについては、その必要性等を含めて、今後、調査等を行う必要があると認識しています。これらの検討を進めるため、まずは、土台となる戸籍情報連携システム自体を着実に整備し、広域交付の導入により戸籍証明書等の請求者の利便性向上を図ることに取り組むとともに、これらの運用状況等を踏まえた上で、更なる利便性向上策について、デジタル庁とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の実現

の中で継続的に検討する必要があると考えています。

【論点 1 - (1) - ② 電子交付の対象拡大】

広域交付については、電子化されていない戸籍等（※1）は対象外となっているところ、電子化されていない戸籍等についても、できる限り早期に広域交付ができるように必要な情報を速やかに電子化した上で、全般的な電子化を進め、広域交付の対象を拡充していくべきではないか。

（※1）電子化されていない戸籍等（戸籍法施行規則第 69 条）

- ・ 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍
- ・ 除籍簿につづられた除かれた戸籍

また、電子化されていない戸籍等について、（デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 4 年 6 月閣議決定）にて定められた）令和 7 年 6 月までの集中改革期間に合わせて、電子化を実現すべきではないか。

また、現在、電子化されていない戸籍等の本数及びこの 1 年間（※2）で電子化されたものの本数について御教示願う。

（※2）1 年間の期間については、年、年度を問わないので、把握されている電子化されたものの本数を回答されたい。

その上で、一部の電子化困難な戸籍があるのであれば、電子化困難な戸籍を特定しつつ、できるものから速やかに電子化すべきではないか。

【回答 1 - (1) - ②】

戸籍の記載や日付の誤り、電子化できない文字があることなどを理由として電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）については、市区町村等と連携した上で、令和 5 年度以降、該当する国民に対して、電子化することによって享受できるメリット（広域交付等）を丁寧に説明し、戸籍の記載や日付の誤りであれば戸籍訂正をさせたり、電子化できる文字で戸籍に記載させたりすることで、改製不適合戸籍そのものの解消を国民に促すことを予定しています。

また、除籍簿につづられた除かれた戸籍（除籍）については、市区町村において紙を正本として管理していますが、市区町村の判断により、必要経費の確保や作業範囲、費用対効果を踏まえたその電子化（イメージデータ化）が進められており、これにより広域交付等が可能となります。

電子化されていない戸籍については、改製不適合戸籍につき1万戸籍程度、紙を正本として管理している除籍につき5万戸籍程度であり、この1年間で電子化された数は、承知しておりません。

【論点1－(1)－③ 行政手続における添付不要化】

規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）の下記実施事項の検討状況如何。

法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。また、民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

【回答1－(1)－③】

法務省においては、行政手続における戸籍謄抄本の添付省略に向けて戸籍情報連携システムの整備を進めているところであり、令和6年3月から稼働させる予定です。これにより、マイナンバー制度に基づく行政手続における情報連携による戸籍謄抄本の添付省略及び本籍地以外での戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が実現されるほか、【回答1－(1)－①】のとおり、戸籍電子証明書等の提供による戸籍謄抄本の添付省略についても、対象となる行政手続を所管する関係府省においてオンライン申請対応等がされたものから実現されることとなります。

なお、民間手続を含めた将来的な戸籍情報の利用の在り方については、具体的には、「死亡・相続ワンストップサービス」の実現に向けて、引き続きデジタル庁における戸籍電子証明書等を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策の検討に協力してまいります。

【論点1－(1)－④ 戸籍情報連携システムによる民間企業との連携】

戸籍情報連携システムにおいては、連携先の民間事業者が情報連携を行いやすいデータ形式及び接続仕様で仕組みを構築すべきと考えるが、どのような仕組みを検討しているのか、お示しいただきたい。

また、相続手続に係る民間企業には、相続人の申請に基づいて電子化（PDF化を含む）された戸籍証明書一式を提供すべきではないか。

【回答 1 - (1) - ④】

これまで述べているとおり、法務省が整備している戸籍情報連携システムは、行政機関間の情報連携等により国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることとしており、まずは、このシステムを着実に整備する必要があると考えています。

行政機関への戸籍電子証明書等の提供が令和 6 年 3 月以降段階的に実現される予定ですので、これらの運用状況等を踏まえながら、提供の対象を民間企業に広げることや、その場合のデータ形式、接続仕様等について、デジタル庁とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の実現の中で継続的に検討する必要があると考えています。

なお、行政機関に提供する戸籍電子証明書等については、PDF ファイルのほか、XML 形式のテキストファイルも可能とする予定です。

論点 1 - (2) 法定相続情報一覧図 (※)

(※) 法定相続情報証明制度においては、相続人が戸籍証明書と法定相続情報一覧図を準備し、登記所に出頭又は郵送にて申し出ること、登記所の認証が得られた法定相続情報一覧図が交付される。各種相続手続の際には、認証済みの法定相続情報一覧図を提出することで、戸籍謄本等の提出を省略することができる。

【論点 1 - (2) - ① 電子交付】

相続手続効率化のため、電子認証付きの法定相続情報一覧図の電子交付を実現すべきではないか。

【回答 1 - (2) - ①】

法定相続情報一覧図の写しは、金融機関など多くの機関で相続を証する情報として戸籍除籍謄本に代えて御利用いただいているところですが、現在、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）の交付に当たっては、地紋紙を使用することによって偽造の防止を図っています。

これを電子交付によるとした場合、電子署名を付与することによる偽造防止措置を講ずることが考えられますが、そのためには、一覧図の写しの提出先となる各種機関においても、付与された電子署名の検証等が確実にできる体制・環境をあらかじめ整える必要があります。

したがって、一覧図の写しの電子交付については、電子証明書の検証等の

ための各種機関の体制・環境の整備状況とともに、一覧図の写しを戸除籍謄本に代えて利用する各種機関の需要等を踏まえつつ検討する必要があると考えます。

【論点 1－(2)－② オンライン申請】

法定相続情報証明制度における申請では、戸籍証明書の原本での提出が必要であるため、登記所への出頭又は郵送での申出が必要であるが、相続人の負担軽減を図るためにも、法定相続情報証明制度のオンライン申請を実現すべきではないか。

また、法定相続情報証明制度を申請するに当たっては、戸籍情報連携システムを活用することによって、戸籍証明書を提出することを不要とすべきではないか。

さらに、相続人が法定相続情報一覧図を作成することは心理的にもストレスがある中で負担が大きい。同図そのものについては、戸籍情報連携システムを活用すれば一義的に決定できるものであることから、同図についても、相続人からの申請に基づき、法務局、または自治体の窓口で交付を可能とする、新たな制度を作るべきではないか。

【回答 1－(2)－②】

オンラインでの申出を実現したとしても、現状では、戸除籍謄本の電子交付がされていない以上、出頭又は郵送による紙媒体の戸除籍謄本の提出が別途必要となるため、申出人の負担軽減にはつながりません。

また、本制度は、申出人においてあらかじめ戸除籍謄本を確認して被相続人の相続関係を特定した上で一覧図を作成する制度であるため、戸籍情報連携システムを活用することは想定されません。仮に、同システムの活用により法務局で相続関係の把握を行うこととした場合、法務局による相続関係の把握が相当の事務負担となって時間を要する上、一覧図に誤りがあっても容易に気付くことができないなど、円滑な制度の運用に支障をきたすおそれがあります。

いずれにしても、御提案の新たな制度については、所有者不明土地対策として導入したもので、申出人が作成した一覧図の内容を、添付していただいた戸除籍謄本等と対照して登記官において無料で証明する現行の法定相続情報証明制度とは全く異なる制度であり、実施主体も含めその是非について当省で判断することは困難です。

論点 1－(3) 自筆証書遺言

【論点 1－(3)－① オンライン申請および証明書の電子化】

規制改革実施計画（令和 4 年 6 月閣議決定）の下記実施事項の検討状況如何。

法務省は、自筆証書遺言書保管制度について、遺言書情報証明書等の申請手続等のオンライン化及び証明書のデジタル化などデジタル完結に向けて、費用対効果や国民からのニーズ等を踏まえて検討し、一定の結論を得る。

また、自筆証書遺言書保管制度においては、自筆証書遺言の原本及びデータを法務局が管理しているが、自筆証書遺言のデータにも自筆証書遺言の原本と同等の法的効力を認めるべき（遺言書情報証明書を電子化すべき）ではないか。効力を認めないという考えであれば、補完手段としてどのような選択肢が考えられるか。制度の現状の説明と併せて、見解をお示しいただきたい。

【回答 1－(3)－①】

遺言書情報証明書等のオンラインによる請求については、一部の遺言書保管所で試行し、証明書のオンラインによる交付（電子化）については、上記の試行の状況等を踏まえて対応することを検討しています。

なお、紙の遺言書情報証明書は、遺言書の原本と同様に取り扱われています。仮に電子化された遺言書情報証明書を提供することとなった場合でも、同様に取り扱われるように検討することになります。

【論点 1－(3)－② 被相続人死亡時の通知】

遺言書保管申請後に、受遺者、遺言執行者等の住所異動や、指定者通知先に指定した推定相続人に離婚等の身分の変更があつたにもかかわらず、遺言者が疾病等何らかの理由でそれらの変更の届出を行うことができなかった場合、適切な通知が行われな可能性がある。

そこで、市区町村の住民基本台帳の情報や戸籍に変動があつた場合、これ

を自動的に通知先情報に反映させるべきではないか。

また、変動を検し得る民間事業者（エンディングノートサービス提供事業者等）との情報連携について、どのような検討が可能であるか。

【回答 1－（3）－②】

指定者通知は、法務局において遺言書を保管していることを関係相続人等に伝えるものであり、通知が適切に行われることが重要ですが、御指摘のとおり、通知対象者の住所等の変更があつたにもかかわらず、遺言者から変更の届出がない場合は、通知が適切に行われな可能性がります。そこで、指定者通知の通知対象者に指定できるのは現在 1 名ですが、これを複数名に増やすことにより、通知が適切に行われることを確保することを検討します。なお、行政機関や民間事業者から通知対象者の住所等の変更情報を取得することについては、通知対象者の同意を得ておく必要があるか、遺言者にそれを求めることが相当といえるかなど、慎重な検討が必要と考えています。

【論点 1－（3）－③ 新たな方式】

規制改革実施計画（令和 4 年 6 月閣議決定）の下記実施事項の検討状況如何。

(a) 法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえた上で、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとった制度設計に向けた検討を行うものとする」とされているところ、現在の検討状況について御説明願う。

(c) a の検討を踏まえ、デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについて検討を行う。」とされているところ、現在の検討状況について御説明願う。

(d) 法務省は、a の検討に加え、現行の自筆証書遺言に関し、我が国社会において押印の見直しが急速に進展している状況も踏まえて押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくする観点から必要な検討を行う。

【回答 1 - (3) - ③ 新たな方式】

令和 4 年度において、諸外国における遺言制度やそのデジタル化に関する基礎的な調査等を行いました。令和 5 年度には、その調査結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制やそこで活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施することを予定しています。このような調査結果等を十分に踏まえた上で、有識者等による知見を得ながら、適時に必要な検討を進めていく予定です。

デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについては、上記検討を踏まえて、今後検討してまいります。

論点 1 - (4) 公正証書遺言

公正証書遺言（民法第 969 条）の作成・交付の電子化への対応如何。

【回答 1 - (4)】

規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）Ⅱ 5 (1) No. 5 に従い、遺言公正証書を含む公正証書の作成過程及びその証明の提供のデジタル化に対応するため、令和 5 年通常国会への法案提出を目指して準備を進めているところです。

論点 1 - (5) 遺産分割協議書

マイナンバーカードの電子署名機能、電子署名サービス等を用いて遺産分割協議書を電子化すること、及びこれらを官民双方で対応が必要となる不動産、動産（自動車、船舶等も含む）、金融資産（預金、証券、保険等）その他の資産・負債の相続手続に利用することについて、法令上・制度上の問題点如何。

【回答 1 - (5)】

民法上、遺産分割協議について特段の方式が定められているものではな

く、そもそも遺産分割協議書の作成が必要と定められているわけでもありません。不動産の相続登記手続については、【回答3】のとおりですが、一般に、遺産分割協議書を電子化することについて、民法上の問題点があるとは認識しておりません。

論点2 法定相続人のオンライン認証

法定相続人が確定した後は、相続人の求めに応じて、マイナンバーカードを利用した法定相続人の認証を可能とし、各相続手続において相続人から法定相続人であることを証する情報（戸籍証明書、法定相続情報一覧図にかかる情報）の提出を不要とできるようにすべきではないか。本件に関する「死亡・相続ワンストップサービスの推進」も踏まえた対応状況如何。

参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月閣議決定） 一部抜粋
死亡・相続ワンストップサービスの推進

令和2年度（2020年度）にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

・デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、令和3年度（2021年度）の検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。

【回答2】

<法務省>

法定相続人を特定して、これを認証する仕組みについては、戸籍の情報を利用することとなると考えられますが、まずは土台となる戸籍情報連携システム自体を整備し、令和6年3月に稼働させた上で、デジタル庁とともに、具体的な方策について、「死亡・相続ワンストップサービス」の実現の中で継続的に検討する必要があると考えています。

<デジタル庁>

マイナンバーカードを利用した法定相続人の認証を可能とするためには、戸籍に記された情報から法定相続人を機械的に特定できるよう、あらかじめ情報整備を行ったうえで、相続人からの求めに応じて当該情報を電子的に提供するといった対応が考えられる。

一方で、法定相続人を特定するためには故人の出生時から死亡時までの

戸籍を全て確認する必要があるところ、この中には画像データとして保管されている戸籍が相当数存在しており、これらの戸籍からは、婚姻関係や親子関係等の情報を機械的に把握することが困難である。

係る課題解決に向けては、画像データとして残る戸籍についてデータ登録作業を行ったうえで、法定相続人を機械的に特定できるようデータをセットアップすることが考えられるが、その実現には多額の費用及び時間を要すると見込まれる。

そのため、費用対効果等を踏まえつつ、戸籍制度を所掌する法務省と引き続き慎重に検討してまいりたい。

なお、論点1-(2)において示された、電子認証付きの法定相続情報一覧図の電子交付や、法定相続情報証明制度のオンライン申請といった点については、マイナンバーカードにおける電子証明書の活用等も考えられる。デジタル庁としては、法定相続人の特定に係る遺族等の負担を軽減すべく、その他の既存のシステムの活用も含めて、制度所管省庁における検討に協力してまいりたい。

論点3 不動産の相続登記手続等における各情報のオンライン提出等

不動産の相続登記手続に必要な下記の各情報の電子的作成・電子交付が実現した場合の、各情報のオンライン提出への対応・考え方如何（参照：不動産登記令第7条、第10条、第12条、附則第5条）。

また、申請者の利便性の観点からは、不動産の相続登記手続に限らず、相続税手続を含めた相続手続全般について、オンライン提出を可能とすることも課題と考えるが、どうか。また、証明書類については、可能な限り行政側の情報連携により提出書類を限定していくべきと考えるが、どうか。

- (1). 相続人・被相続人の戸籍証明書
- (2). 法定相続情報一覧図
- (3). 自筆証書遺言
- (4). 公正証書遺言
- (5). 遺産分割協議書

【回答3】

<法務省>

(前段について)

不動産の相続登記を申請するためには、添付情報として、戸除籍謄本など

公的機関が作成する情報のほか、相続の方法によって、遺産分割協議書や遺言書などの情報を添付する必要がありますが、オンラインで申請する場合、当該添付情報は、電子的に作成され、かつ、作成者による電子署名が付されている必要があります。例えば、戸籍謄本の場合は市町村長の電子署名が必要であり、遺産分割協議書の場合は遺産分割協議を行った相続人全員の電子署名が必要です。

このうち遺産分割協議書については、遺産分割協議をした相続人が作成するものであるため、現在でも、遺産分割協議を行った相続人が協議内容を電子的に作成し、これにマイナンバーカードにより電子署名を付すことによって、相続登記のオンライン申請で使用可能な添付情報とすることができます。

これに対し、遺産分割協議書以外の書面の中には、(電子署名が付された)電子文書の形式で作成・交付されていないものもあるため、現在は、相続登記のオンライン申請を行うことは困難ですが、これらの書面の電子的な作成・交付が実現されれば、相続登記のオンライン申請の実現は可能と考えられます。

(参照条文)

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）

(添付情報の提供方法)

第十条 電子情報処理組織を使用する方法（法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により登記を申請するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて添付情報を送信しなければならない。

(電子署名)

第十二条 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合における添付情報は、作成者による電子署名が行われているものでなければならない。

(後段について)

相続手続のうち、相続登記以外の手続については、法務省の所管に属する

ものではないためお答えすることは困難ですが、相続登記のオンライン申請が実現・促進されることは、戸籍や遺言書の確認が必要とされている他の相続手続のオンライン化にもつながると考えられます。また、行政機関の情報連携を通じて添付情報の省略が進むことにより、相続登記のオンライン申請は更に促進されると考えます。

法務省としては、相続登記オンライン申請の実現・促進に向けて、添付情報の省略の点も含め、必要な検討を行ってまいります。

<デジタル庁>

デジタル庁としては、各情報のオンライン提出にあたり、法務省をはじめ、制度所管省庁からの相談に応じて必要な協力を行ってまいります。